

VHF帯航空無線電話のナロー化の概要

我が国におけるVHF帯航空無線電話(117.975~137MHz(空地データリンクシステムを除く。))は、現在、チャンネル間隔が「25kHz」の割当てに限られているが、周波数の逼迫状況を踏まえ、国際民間航空条約第10附属書等の国際的基準において規定済みの「8.33kHz」間隔にナロー化したシステムを導入可能とするよう、電波法関係規定を改正する。

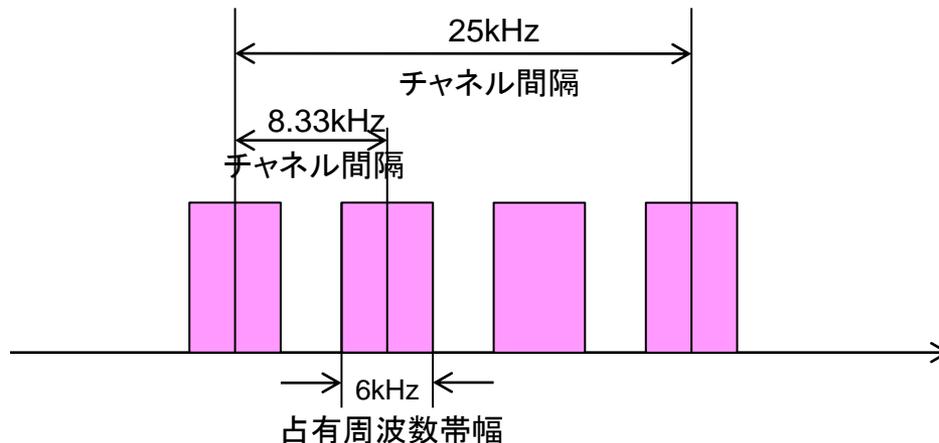
現行(25kHz間隔)

チャンネル間隔が「25kHz」



ナロー化後(8.33kHz間隔)

チャンネル間隔を「8.33kHz」にナロー化



近年の需要増加により
割当て**周波数が逼迫**

25kHz間隔システムの
最大3倍の割当てが可能

※ チャンネル間隔が狭くなった分、バンドパスフィルタを入れる等の対策が必要